

議案第 35 号

飯能市都市計画税条例の一部を改正する条例（案）

飯能市都市計画税条例（昭和 32 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 19 項を附則第 20 項とする。

附則第 18 項中「若しくは第 40 項」を「、第 40 項若しくは第 44 項」に改め、同項を附則第 19 項とする。

附則第 17 項中「附則第 7 項及び第 9 項」を「附則第 8 項及び第 10 項」に、「附則第 7 項及び第 10 項」を「附則第 8 項及び第 11 項」に、「附則第 7 項、第 8 項、第 10 項及び第 11 項」を「附則第 8 項、第 9 項、第 11 項及び第 12 項」に、「附則第 10 項から第 12 項まで」を「附則第 11 項から第 13 項まで」に、「附則第 13 項から第 15 項まで」を「附則第 14 項から第 16 項まで」に、「附則第 14 項」を「附則第 15 項」に改め、同項を附則第 18 項とする。

附則第 16 項の前の見出しを削り、同項を附則第 17 項とし、同項の前に見出しとして「（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）」を付する。

附則第 15 項を附則第 16 項とし、附則第 14 項を附則第 15 項とする。

附則第 13 項の前の見出しを削り、同項を附則第 14 項とし、同項の前に見出しとして「（市街化区域農地に対して課する平成 6 年度以降の各年度分の都市計画税の特例）」を付する。

附則第 12 項を附則第 13 項とする。

附則第 11 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 12 項とする。

附則第 10 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 11 項とする。

附則第 9 項中「附則第 7 項」を「附則第 8 項」に改め、同項を附則第 10 項とする。

附則第 8 項を附則第 9 項とする。

附則第 7 項の前の見出しを削り、同項を附則第 8 項とし、同項の前に見出しとして「(宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の都市計画税の特例)」を付する。

附則第 6 項を附則第 7 項とし、附則第 5 項の次に次の 1 項を加える。

(法附則第 15 条第 4 項の条例で定める割合)

6 法附則第 15 条第 4 項に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の飯能市都市計画税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 3 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

令和 4 年 6 月 3 日提出

飯能市長 新井重治

飯能市都市計画税条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p><u>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</u></p>	
<p><u>6 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u></p>	
<p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p><u>7 省略</u></p>	<p><u>6 省略</u></p>
<p><u>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p>	<p><u>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</u></p>
<p><u>8 省略</u></p>	<p><u>7 省略</u></p>
<p><u>9 省略</u></p>	<p><u>8 省略</u></p>
<p><u>10 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該</u></p>	<p><u>9 附則第7項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該</u></p>

年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.2 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当

年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第7項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

1.0 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

1.1 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第7項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当

該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.3 省略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

1.4 省略

1.5 省略

1.6 省略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

1.7 省略

1.8 附則第8項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第8項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第8項、第9項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条

該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額とする。

（農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例）

1.2 省略

（市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例）

1.3 省略

1.4 省略

1.5 省略

（宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等）

1.6 省略

1.7 附則第7項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第7項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第7項、第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条

第4号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第14項から第16項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第15項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

19 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(令和3年度から令和5年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)

第4号に、附則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、同項の「農地」とは法附則第17条第1号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、附則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。

(読替規定)

18 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項若しくは第40項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(令和3年度から令和5年度までの各年度分の宅地等に対して課する都市計画税の特例)

20 省略

19 省略

第十一條 六年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 六年新法附則第三十五條の二の六第十一項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年度である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二の六第十五項に規定する申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）と」について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

第十二條 第六條の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（次項において「新令和二年改正前地方税法」という。）第二十条の九の三第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税に係る第六條の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

第十三條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第十四條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第十五條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第十六條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第十七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第十八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第十九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第二十條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第二十一條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第二十二條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第二十三條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第二十四條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第二十五條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第二十六條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第二十七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第二十八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第二十九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第三十條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第三十一條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二十条の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

8 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行の日から令和四年三月三十一日まで旧法附則第十五條第三十七項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日までの間に同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第三十六項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和二年四月一日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第三十八項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 附則第一条第九号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第三十八項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）附則第一条第二項に規定する同法第二条の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第二十六条第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第三十八項に規定する認定就農者の利用に供する同項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和二年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）の施行の日」と、「認定就農者」とあるのは「認定就農者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第一条第二項に規定する同法第二条の規定による改正前の）」とする。

12 昭和三十八年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五條の六第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 昭和三十九年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五條の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五條の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（以下この条において「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五條の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五條の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五條の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十四條 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百八十二条の四の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第三百八十二条の二の規定による固定資産課税台帳（同条第一項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）若しくはその写しの閲覧若しくは同法第三百八十七條第三項若しくは第四項の規定による土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはそれらの写しの閲覧又は同法第二百十條の十若しくは第三百八十二條の三の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

第十五條 第三条の規定による改正後の地方税法第三百八十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七十六条の三第三項の規定による付記について適用する。

19 第五十三條第二十六項又は第三百二十一條の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該適合対象欠損金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三條第二十七項及び第三百二十一條の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、附則第八條第十六項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

附則第八條第二十項及び第二十一項を削る。

第八條 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の一部改正
第八條 外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第八條第五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）を一年分の所得税に係る地方税法第四十五條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第六項第七号中「地方税法第四十五條の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）を一年分の所得税に係る地方税法第三十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十一項第七号中「地方税法第三十七條の二の規定による申告に関する特例その他」を削る。
第九條 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正
第九條 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三條の二の二第七項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書（道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）を一年分の所得税に係る地方税法第四十五條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第八項第七号中「地方税法第四十五條の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第九項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）を一年分の所得税に係る地方税法第三十七條の三第一項に規定する確定申告書」に改め、「条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。」を削り、同項ただし書及び各号を削り、同条第十四項第七号中「地方税法第三十七條の二の規定による申告に関する特例その他」を削り、同条第十五項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。」を削る。
第十條 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。

第十條 航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）の一部を次のように改正する。
附則第二項を次のように改める。

2 令和四年度分の航空機燃料譲与税に限り、第一条第一項及び第三条第一項の規定の適用については、第一条第一項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」と、第三条第一項の表九月の項中「三月」とあるのは「三月から五月までの間の令和三年度分の航空機燃料税に係る調査決定額

（国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）第九條第二項において準用する会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第六條の規定による調査決定をされた額をいう。以下この項において同じ。）の九分の四に相当する額と当該期間内の収納に係る令和三年度に所属する航空機燃料税の収入額から当該調査決定額を控除した額の九分の二に相当する額との合算額（当該調査決定額が当該収入額を超える場合は、当該調査決定額の九分の四に相当する額から当該収入額の九分の二に相当する額を控除した額（当該収入額が当該収入額を超える場合は、当該収入額）に、同年の四月」と、航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額」とあるのは「令和四年度に所属する航空機燃料税の収入額の十三分の四に相当する額を加算した額」と、同表三月の項中「十三分の二」とあるのは「十三分の四」とする。

（地方税法等の一部を改正する等の法律附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別法等に関する暫定措置法の一部改正）
第十一條 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條の規定による廃止前の地方法人特別法等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。
第二十一條の二中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。
（森林環境税及び森林環境税と税に関する法律の一部改正）
第十二條 森林環境税及び森林環境税と税に関する法律（平成三十一年法律第三号）の一部を次のように改正する。
第二十條第二項中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

附則第八條のうち地方税法第三百四十四條の九第二項の改正規定中「申告書に係る年度分の個人の道府県民税」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税」に改める。
（特別法人事業税及び特別法人事業税と税に関する法律の一部改正）
第十三條 特別法人事業税及び特別法人事業税と税に関する法律（平成三十一年法律第四号）の一部を次のように改正する。
第七條第二号中「第七十二條の二十四の七第六項」を「第七十二條の二十四の七第七項」に改め、同条第五号中「課される法人」の下に「（地方税法第七十二條の二第一項第三号に掲げる事業を行う法人に限る。）」を加え、同条に次の一号を加える。
六 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額により法人の事業税を課される法人（地方税法第七十二條の二第一項第四号に掲げる事業を行う法人に限る。） 基準法人収入割額に百分の六十二・五の税率を乗じて得た金額

第十四條第一項中「第五十三條第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第五十三條第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に、「第三百二十一條の八第五十三項、第五十六項及び第五十七項」を「第三百二十一條の八第五十五項、第五十八項及び第五十九項」に改める。
第二十條第二項中「第七百四十七條の五の二」を「第七百四十七條の六から第七百四十七條の十二まで」に改める。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第七條の規定 公布の日
二 第一条中地方税法第二十條の九の三第三項及び第七十二條の四十八の二第五項の改正規定、第四条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五條第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十條の九の三第三項の改正規定、第五条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律

附則第十一条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用集積計画」を「農地中間管理事業の推進に関する法律第十八条第七項の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画」に、「令和三年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）の施行の日」に改め、同条第二項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第十條第二項」を「第十條第一項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十三項を削り、同条第十四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十六項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同条第十七項を削り、同条第十八項を第十七項とし、同条に次の一項を加える。

18 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第十二条の七に規定する認定医療機関開設者が同条に規定する認定再編計画に記載された同法第十二条の第二項に規定する医療機関の再編の事業により改令で定める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十一条の五第三項中「第七十三條の十四第六項」を「第七十三條の十四第七項」に、「同条第八項」を「同条第九項」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「第七十三條の十四第六項、第八項及び第九項」を「第七十三條の十四第七項、第九項及び第十項」に改め、同項の表第七十三條の十四第六項の項中「第七十三條の十四第六項」を「第七十三條の十四第七項」に改め、同表第七十三條の十四第八項及び第九項第一号、第七十三條の二十七の三第一項並びに附則第十一条第一項の項中「第七十三條の十四第八項及び第九項第一号」を「第七十三條の十四第九項及び第十項第一号」に改める。

附則第十二条の六中「第七十三條の十四第六項、第八項若しくは第九項」を「第七十三條の十四第七項、第九項若しくは第十項」に改める。

附則第十二条の九の次に次の一項を加える。

（国際博覧会の開催に伴う自動車税の非課税）
第十二条の九の二 道府県は、令和六年度分及び令和七年度分の自動車税に限り、公益社団法人二千二百五十五年日本国際博覧会協会が取得し、又は所有する一般貸切用のバスで国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、第四百四十六條第一項の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

附則第十四条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「固定資産税等の非課税」を付し、同条の次に次の一項を加える。

第十四条の二 市町村は、令和五年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、公益社団法人二千二百五十五年日本国際博覧会協会が国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下この条において「博覧会」という。）の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産若しくは第三百四十三條第八項に規定する埋立地等又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産に対しては、第三百四十二条、同項又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

附則第十五条第一項中「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第三号を削り、同条第二項中「令和二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に改め、同項第五号中「使用する者が」を「使用する者（令和四年四月一日以後に供用が開始された同法第二号第三号に規定する公共下水道の同条第七号に規定する排水区域内の工場又は事業場（以下この号において「工場等」という。）において当該供用が開始された日以前から引き続き事業を行う者に限

る。）が当該工場等に」に、「四分の三」を「五分の四」に、「三分の二以上六分の五以下」を「十分の七以上十分の九以下」に改め、同条第三項及び第五項中「令和三年度」を「令和五年度」に改め、同条第七項中「平成二十二年四月一日から令和四年三月三十一日まで」を「令和四年四月一日から令和六年三月三十一日まで」に、「五分の三」を「三分の二」に改め、同条第十一項中「第十九項」を「第十八項」に改め、同条第十四項を削り、第十五項を第十四項とし、第十六項から第十八項までを一項ずつ繰り上げ、同条第十九項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項を第二十二項とし、第二十二項を第二十一項とし、同条第二十三項中「第三十一項」を「第三十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十四項を第二十三項とし、第二十五項を第二十四項とし、第二十六項を第二十五項とし、同条第二十七項中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第三項」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第八号）第二条第二項」に、「同条第四項第六号」を「同条第三項第六号」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項第一号イ中「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」を「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に、「この号」を「この号及び次号ハ」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十九項を第二十八項とし、第三十項を第二十九項とし、第三十一項を第三十項とし、同条第三十二項中「令和四年三月三十一日までの間に」を「令和七年三月三十一日までの間に新設した」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十三項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十四項を第三十三項とし、第三十五項を第三十四項とし、第三十六項及び第三十七項を削り、同条第三十八項中「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十九項中「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）の施行の日」に、「同法第十五条」を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十五条」に改め、「三分の二」の下に「当該土地及び償却資産のうち同法第二条第三項第八号に掲げる事業により整備する施設の利用に供するものにあつては、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の四分の三」を加え、同項を同条第三十六項とし、同条第四十項を同条第三十七項とし、同条第四十一項中「令和二年四月一日」を「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）の施行の日」に、「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「農地中間管理事業の推進に関する法律第二十六條第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認める区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた者」を「同法第十九條第七項の規定による公告があつた同条第一項に規定する地域計画において同条第三項の規定により地図に表示された同法第四条第一項に規定する農用地等に係る同法第十九條第三項に規定する農業を担う者」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第四十二項を同条第三十九項とし、同条第四十三項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第四十四項中「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第四十五項を第四十二項とし、同条第四十六項を第四十三項とし、同条に次の一項を加える。

44 令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に特定都市河川浸水被害対策法第五十三条第一項の規定により指定された貯留機能保全区域（以下この項において「貯留機能保全区域」という。）内にある土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、貯留機能保全区域として指定された日の属する年の翌年の一月一日（当該指定された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度か

(抜粋)

地方税法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第一号

地方税法等の一部を改正する法律

(地方税法の一部改正)

第一条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
第二十条の五の二第二項中「第五十三條第六十三項」を「第五十三條第六十五項」に、「第三百二十一條の八第六十項」を「第三百二十一條の八第六十二項」に、「第五十三條第七十七項」を「第五十三條第七十九項」に、「第三百二十一條の八第七十四項」を「第三百二十一條の八第七十六項」に改める。

第二十条の九の三第一項第一号中「又は」を、「又は」に改め、同条第三項中「更正前の課税標準等又は税額等、当該」を削り、「詳細」の下に、「当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額」を加え、同条第六項中「納付し」を「納付し」に改める。

第二十四条第六項中「第五十三條第六十三項から第七十九項まで」を「第五十三條第六十五項から第八十一項まで」に改める。
第二十四条の二第五項の表第五十三條第五十八項の項中「第五十三條第五十八項」を「第五十三條第六十項」に改める。

第四十五条の三の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 所得割の納税義務者(合計所得金額が千万円以下であるものに限る)の自己と生計を一にする配偶者(第三十二條第三項に規定する青色事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ)の氏名

第四十五条の三の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて」の下に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第五十条の二に規定する退職手当等)に限る。以下この項において同じ)に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る)をいう。第二号において同じ)又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。
二 特定配偶者の氏名

第五十二條第二項第三号中「第六十四項第一号」を「第六十六項第一号」に改める。
第五十三條第一項及び第二項中「第五十八項」を「第六十項」に改め、同条第四項各号中「第五十三項第四号」を「第五十五項第四号」に改め、同条第三十九項中「第四十六項まで」を「第四十八項に、「第四十一項及び」を「第四十二項及び」に、「及び次項」を「から第四十一項まで」に、「及び第四十一項」を「から第四十二項まで」に、「この項において」を「この項から第四十一項までにおいて」に改め、同条第四十項中「法人税法第六十九條第十六項の規定の適用がある」を「次に掲げる場合のいずれかに該当する」に、「前項」を、「同項」に改め、同項に次の各号を加える。

一 法人税法第六十九條第十六項(第一号に係る部分に限る)の規定の適用がある場合(同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る)。